

工業所有権公報で良い関係を。

公報の効果

工業所有権公報とは、特許公報（公開公報を含む）、実用新案公報、意匠公報及び商標公報（同左）をいいます。こうした公報は、企業や個人の出願・取得権利の内容に基づいて特許庁が発行し、紙やCDなどの媒体を通じて頒布されると同時に、インターネットを通じて無料で閲覧できます。こうした公報によって企業らの出願・権利内容が公示されることの法的な理由にはいくつかありますが、主に、権利が日本国内であれば誰に対しても広く及ぶためであります。

ところで、企業経営者の側にとって公報は、次のような理由により有益です。

国内の技術、デザイン、ブランドの動向を読み取ることができる。

新商品・サービスを上市するにあたり、他人の権利に抵触しないかを確認することができる。

同業種・異業種の他社との良い関係を構築できる。

一番目と二番目の効果は、法の趣旨（特許法1条「発明の保護及び利用」）の通りでもあり、よく知られています。しかし、三番目の他社との良い関係とは何でしょうか。以下において、その中身をご紹介します。



公報に載らないことの意味

マイナス評価？

例えば、ある企業A社の経営者が、他社であるB社の社名を検索欄に打ち込んでも、B社の権利（及び特許出願）の記録を見付けられないときはどう評価するでしょうか。もちろん、その時のB社についての関心の対象にもよりますが、共通して次のようなマイナス評価を受けることが考えられます。

そもそも技術・デザインを開発し、ブランドを育成する開発力、育成力が足りない。

技術やデザインを開発する力はある、それらを秘匿するか、公開するかを仕分けする管理能力が足りない。

他社との適度な関係を築き、維持してゆこうとする経営者の姿勢に欠ける。

一番目と二番目は、経営資源の不足や経営システムの欠陥が原因であると疑われます。確かに、このように評価されてしまったのでは、A社の経営者はB社と共同で技術を開発したり、販売・仕入等の取引を増やそうとしたりする気が削がれかねません。秘密を守ってくれるかも心配になってきます。

それでは、B社が開発力やブランド育成力、管理能力が足りないということは別に、他社と適度な関係を築き、維持する姿勢に欠けるとは一体どういうことでしょうか。

公報掲載が相手との間合いを保つ。

工業所有権制度は、各人・各社の権利範囲を厳格に定めることがその旨ですが、実務上、物質特許や標準文字の商標などを除いては、特許庁はもとより裁判所でさえ権利範囲についてすっきりした答えを出せないことがよくあります。そうした中でも、各社は予算の許す範囲でできるだけ広い権利を取得して、それよりも更に優れた技術やデザインを日々開発し、また、一つ一つの登録商標に蓄積される信用度を高める努力をしています。ということは、例えばB社とは異なるC社が数件の特許、1～2件の商標について権利を取得していたとしたらA社はどう評価するでしょうか。A社は十数件の特許、4～5件の商標について権利を取得していたとします。



A社の経営者はC社の経営者と良い関係を築いて、異業種であれば縦方向の協業を、同業種であっても横方向の協力関係をそれぞれ模索するのではないのでしょうか。さらにA社は、A社やC社らにとっての外部経営環境の変動、例えば大きな経済情勢の変化や従来技術を凌駕してしまうような最新のテクノロジーの出現に備えて、日頃から適度な関係をC社との間で保とうとするはずです。そうした経営姿勢が、公報の形で表されることとなります。

いい具合の取り方とは

中期的に見通す。

上で述べたB社の経営者については、先ず主力商品に関わる特許を一件出願することが好ましく思われます。そのさい、弁理士とよく相談をされて、できるだけモデルチェンジや近い将来の改良点をも権利範囲に含められるような出願を行うことが理想です。そうした「技術的思想」を明細書（出願書類の一つであり、公開公報に掲載される）の記載に反映させることは、例えばA社の経営者や技術者にB社の思想が直接・間接に伝わる、という利点もあります。

必ずしも、一度に多くの件数を出願する必要はないと思われます。経営環境は日々刻々と変わりますから、一件一件の出願対象を慎重に選び、何年か後には、主力商品・デザイン、差別化技術、次世代商品等をうまくカバーできているようなB社の「ポートフォリオ」を目指しましょう。意匠や商標についてもほぼ共通だと思います。

当事務所は貴社の経営課題に対し、中小企業診断士としての経営サポートと、弁理士としての知的資産保護との両面からアプローチするユニークな事務所です。

どうぞ、お気軽にご相談下さい。先ずはコンサルティングのご提案を差し上げます。初回は、下記HPのお問い合わせフォームからのご連絡をお待ちしています。

代表コンサルタント 鷹津 俊一
